

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

	所管課室名	医務課	整理番号	4-6-28
処分の種類	准看護師養成所の教育内容等について必要な指示			
根拠法令等・条項	保健師助産師看護師学校養成所指定規則第9条			
処分の概要	准看護師養成所の教育内容等について必要な指示			
処分基準	<ol style="list-style-type: none">1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第5条に合致しない場合。 (昭和26年文部省・厚生省令第1号)2 「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」中、准看護師養成所の運営に関する指導要領に合致しない場合。 (平成13年健政発5)3 「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」中、准看護師養成所の運営に関する手引きに合致しない場合。 (平成13年看1)			
基準の制定根拠	保健師助産師看護師法第22条第2項「准看護師養成所の指定」			